

米兵による集団強姦致傷事件に関する意見書

去る10月16日午前3時30分ごろ、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が、帰宅途中の女性を襲い暴行を加え、女性の頸部に傷を負わせたとして、集団強姦致傷事件で逮捕されるという極めて悪質・非道な事件が発生し、県民に強い衝撃と不安を与えた。

本県では、これまで、幾度となく米兵による事件・事故が多発しており、今年の8月に、那覇市で米兵による強制わいせつ致傷事件が発生し、関係機関に抗議をした矢先に、またしても、このような法秩序を無視した凶悪で残忍な事件が発生したことは、まさに、非人道的で女性の尊厳と人権を踏みにじるものであり、被害を受けた女性の計り知れない苦しみや家族の怒り、無念さを察すると、激しい怒りがこみ上げ、断じて許すことはできない。

米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう、米軍等に再三再四強く申し入れてきたところであるが、何ら実効性がなく、戦後67年が経過する今なお、沖縄県民は、過重な基地負担を押しつけられ、米軍等による占領意識と人権を蹂躪する差別的な状況下にある。

このような事件・事故が発生するのは、ひとえに、沖縄に米軍基地が過度に集中していることに起因しており、また、日米両政府においてオスプレイが強行配備され、撤回に向けた県民の猛烈な反対運動が起こっている中での今回の米海軍兵による事件に、市民はもとより県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本市議会は、9万5千人余の市民、沖縄県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 加害者に対する厳正な処罰と被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を早急に講じ、解決策を公表すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改正するとともに、米軍基地の整理縮小及び普天間飛行場の早期閉鎖、返還を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月29日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長